

公 告

第 27 回参議院議員通常選挙における共同啓発事業委託に係る事業予定者を決定するため、次のとおり企画提案競技を実施する。

令和 7 年 4 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

島根県知事 丸 山 達 也

1 企画提案競技に付する事業

(1) 委託業務名

第 27 回参議院議員通常選挙共同啓発事業委託業務

(2) テーマ・目的

有権者各年齢層に対し投票参加を呼びかけ、投票率の一層の向上を図ること。

(3) 仕様

「第 27 回参議院議員通常選挙共同啓発事業委託業務仕様書」による企画図案等の提案

(4) 委託費上限額

13,127,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

内訳 共同実施分上限額 10,638,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

鳥取県単独実施分上限額 2,126,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

島根県単独実施分上限額 363,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 実施企画にかかる留意事項

ア 企画図案等には、必ず選挙の名称「第 27 回参議院議員通常選挙」及び投票日（現時点では未定のため、便宜上「7 月 20 日（日）」）を入れること。

イ 企画図案等に用いる啓発標語（キャッチコピー）は、「この一票、私にできる、意思表示」とすること。他に良い案があれば提示すること。

ウ 共同実施分の企画図案等には、「鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会」を明記するとともに、統一マークとして『明るい選挙のイメージキャラクター「選挙のめいすいくん」』を入れること。

エ 鳥取県単独実施分の企画図案等には、「鳥取県選挙管理委員会」を明記するとともに、統一マークとして『明るい選挙のイメージキャラクター「選挙のめいすいくん」』を入れること。

オ 島根県単独実施分の企画図案等には、「島根県選挙管理委員会」を明記するとともに、統一マークとして『明るい選挙のイメージキャラクター「選挙のめいすいくん」』を入れること。

カ 社会通念上、有権者に特定の政党、政治活動団体及び立候補予定者を類推させない企画とすること。

キ 任意提案企画については、本事業のテーマ・目的である「有権者各年齢層に対し投票参加を呼びかけ、投票率の一層の向上を図ること」を達成するため、特に若年層を中心に効果が高い企画とすること。

- ク 鳥取県又は島根県のいずれかに偏った内容としないこと。
- ケ 成果物は「鳥取県グリーン購入基本方針」及び「島根県グリーン調達推進方針」に適合すること。また、ホームページは「島根県ホームページ等作成ガイドライン」に適合すること。

2 企画提案競技の流れ

(1) 参加資格に関する事項

次のいずれにも該当する者とする。

- ア 鳥取県又は島根県に本社又は営業所等があり、委託業務終了までの間、鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会が必要と認める時に、随時打ち合わせが可能なこと。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- エ 鳥取県税又は島根県税について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- オ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- カ 鳥取県又は島根県が実施する入札について指名停止を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了してない者でないこと。
- キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、鳥取県又は島根県が別に定める手続に基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(2) 第 27 回参議院議員通常選挙における啓発事業に係る企画募集説明書（以下「企画募集説明書」という。）の配布期間・場所等

ア 期間

令和 7 年 4 月 4 日（金）から同月 11 日（金）までの、閉庁日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時までの間（正午から午後 1 時までの間を除く。）

イ 場所

鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県庁 鳥取県地域社会振興部市町村課

ウ 守秘義務の遵守に関する誓約書

企画応募に必要な県の各種資料を閲覧及び受領するには、企画募集説明書に添付している「守秘義務の遵守に関する誓約書（様式１）」を後記６に提出すること。

なお、誓約書様式は、各県ホームページからも提供する。

(3) 企画募集説明会の有無

開催しない。

(4) 企画応募に関する質疑・回答

令和７年４月１６日（水）正午までに、企画募集説明書に添付している「第２７回参議院議員通常選挙共同啓発事業委託業務質疑票（様式２）」をファクシミリ又は電子メールにより後記６に提出すること。

質疑に対する回答は令和７年４月１７日（木）中にファクシミリ又は電子メールによって企画募集説明書受領者全員に送付する。

(5) 参加の意向確認

参加の意向を確認するため、令和７年４月２１日（月）正午までに、企画募集説明書に添付している「第２７回参議院議員通常選挙共同啓発事業委託業務提案競技参加意向確認書（様式３）」をファクシミリ又は電子メールにより前記(2)イに提出すること。（確認のため、担当者に送付したことを電話にて連絡すること。）

(6) 企画提案書の提出方法

ア 提出書類

企画募集説明書に記載する。

イ 提出方法

令和７年４月２４日（木）正午までに、鳥取県選挙管理委員会事務局まで持参又は郵送により提出すること。

ウ 留意事項

企画募集説明書に記載する。

(7) 提案競技審査

ア 日時

令和７年５月８日（木）午前９時３０分から午後４時まで（予定）

イ 場所

鳥取県米子市糺町一丁目１６０番地 鳥取県西部総合事務所（予定）

上記日程については予定であり、詳細（提案競技審査順等）は、決定次第ファクシミリ又は電子メールによって参加意向確認書提出者に通知する。

３ 業務委託

(1) 提案競技終了後、「審査選定委員会」において企画内容を審査し、その結果は審査参加者に、それぞれ通知する。

(2) 審査経緯については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議は受け付けない。

(3) 審査結果１位の事業者に業務を委託するが、１位の事業者が契約を辞退した場合は、順次順位を繰り上げることとする。

４ 契約

- (1) 審査選定委員会の審査により選定された者（以下「業務委託予定者」という。）と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
- (2) 業務委託予定者から見積書を徴取し、委託費総額の範囲内において決定する。
- (3) 前金払は行わない。
- (4) 契約保証金
鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第112条第1項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、鳥取県会計規則第112条第4項各号のいずれかに該当し、かつ、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- (5) 契約の締結日については、選挙執行日を考慮した上で、鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会が判断する。
- (6) 選挙想定日に変更となった場合の業務内容や支払い等の取扱いについては、別途鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会と業務委託予定者が協議の上、決定する。

5 その他

- (1) 本事業において提出された書類等は、他の目的には使用しない。また、事業終了後においても一切返却しない。
- (2) 企画募集説明書に記載する提出書類を揃えて審査に参加した事業者には、それぞれ参加料として2万円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払う。（ただし、契約事業者を除く。）
- (3) 企画募集説明書に定めのない事項は、鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会の指示によることとする。

6 企画提案競技に関する問合せ先及び資料の提出先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県選挙管理委員会事務局（鳥取県地域社会振興部市町村課） 担当 阿部

電話 0857-26-7580

ファクシミリ 0857-26-8129

E-mail senkan@pref.tottori.lg.jp